

2024年9月30日
企業年金数理室

退職給付会計における割引率等の採用状況 (2024年3月決算)

今般、有価証券報告書に記載されている情報をもとに、退職給付債務算定用の「割引率」等について2024年3月決算における設定状況等を調査しましたので、その結果をご案内いたします。

【調査結果の概要】

1. 割引率

2024年3月決算における期末の割引率の平均値は**0.82%**(対前年 +0.16%)となりました。

2. 長期期待運用収益率

長期期待運用収益率の平均値は**1.81%**(対前年 -0.03%)となりました。

3. 数理計算上の差異の償却年数

数理計算上の差異の償却年数は、**10年**を採用している企業が最多でした。

※2024年3月の有価証券報告書に記載された内容をもとに一定の基準をおいて集計を行っています。
詳しい集計方法については、各項目のページをご参照ください。

【割引率・長期期待運用収益率の過去の推移】

- 割引率は、2016年のマイナス金利導入の影響により急落して以降、ほぼ同水準で推移していましたが、近年の債券利回りの上昇を受けて上昇に転じています。
- 長期期待運用収益率は、2016年以降緩やかな低下傾向にありましたが、2020年以降はほぼ横ばいで推移しています。

【ご参考】

- 年金通信 No2022-10「足元の債券利回りの上昇が確定給付企業年金に与える影響について～退職給付会計と非継続基準の観点から～」(2022/4/14)
(URL :<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1558>)

1. 割引率

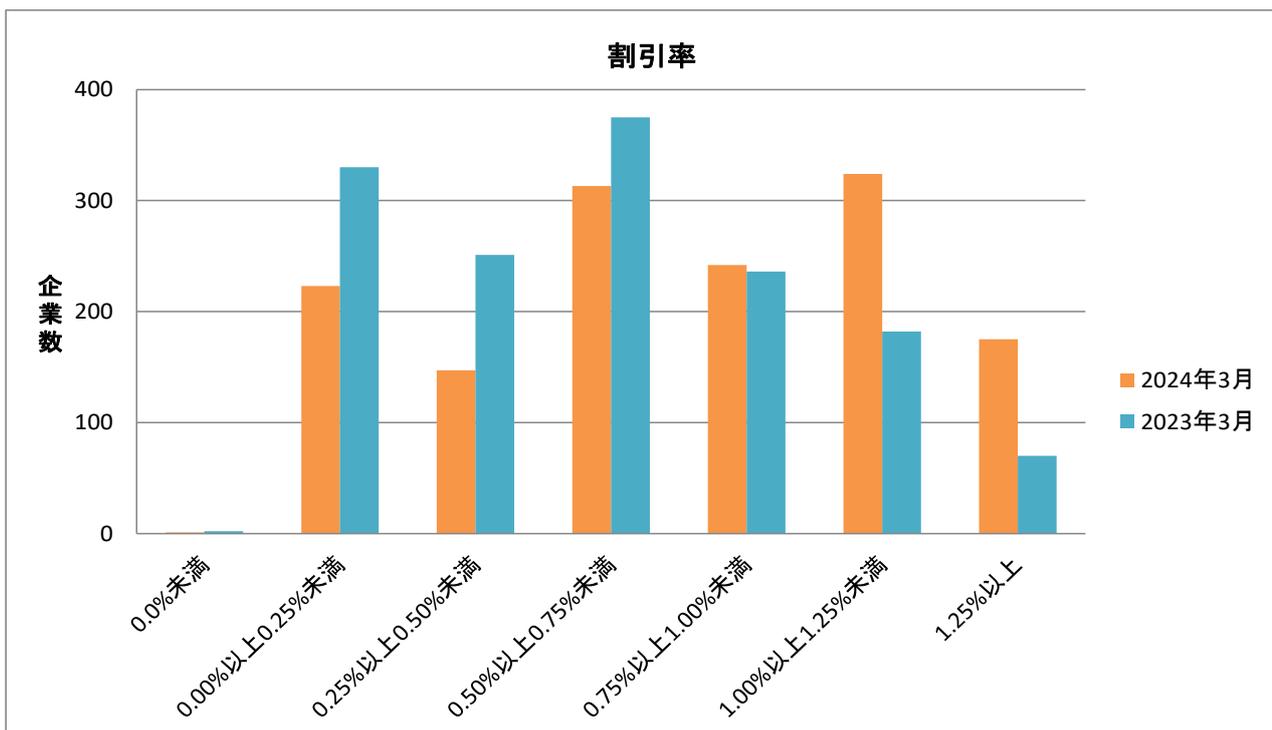
- 割引率は、退職給付債務等を計算するにあたり、退職給付見込み額を現在価値に割引く際に用いる率であり、「安全性の高い債券の利回り」を基礎として決定するものです。
- 具体的には、期末時点での国債または優良社債のイールドカーブ(利回りと期間の関係を表したもの)を参照したうえで、割引率を決定することとなります。
- 前期末採用の割引率に比べて割引率が下がると、退職給付債務が増加し、その増加額を数理計算上の差異として費用処理する必要があります(数理計算上の差異については3.を参照ください)。

【調査対象】

- ・ 2024年3月決算の企業のうち、有価証券報告書に割引率の記載があった1,425企業を調査対象としています(国際会計基準および米国会計基準を採用している企業は除く)。

【調査結果】

- ・ 2024年3月決算における期末の割引率の平均値は**0.82%**(対前年 +0.16%)でした。
- ・ 2024年3月決算にマイナスの割引率を採用した企業は全体の**0.1%**(対前年 ±0%)でした。
- ・ 0.75%未満の割引率を採用した企業が前年度から**18%**減少し、1.00%以上の割引率を採用した企業が**18%**増加しました。年度始から債券の利回りが上昇したことが主な要因と考えられます。



(補足1) 割引率について幅を持って記載されている場合は、最小の割引率を集計の対象としています。

(補足2) 割引率がマイナスの場合の取扱いについては、マイナスをそのまま使用する方法と0%に補正する方法のいずれについても認められています。詳細については、弊社から別途配信している年金通信を参照ください。

・年金通信 No2017-130「マイナス金利を受けた退職給付債務の割引率について⑧」(2018/03/16)

(URL : <https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=885>)

2. 長期期待運用収益率

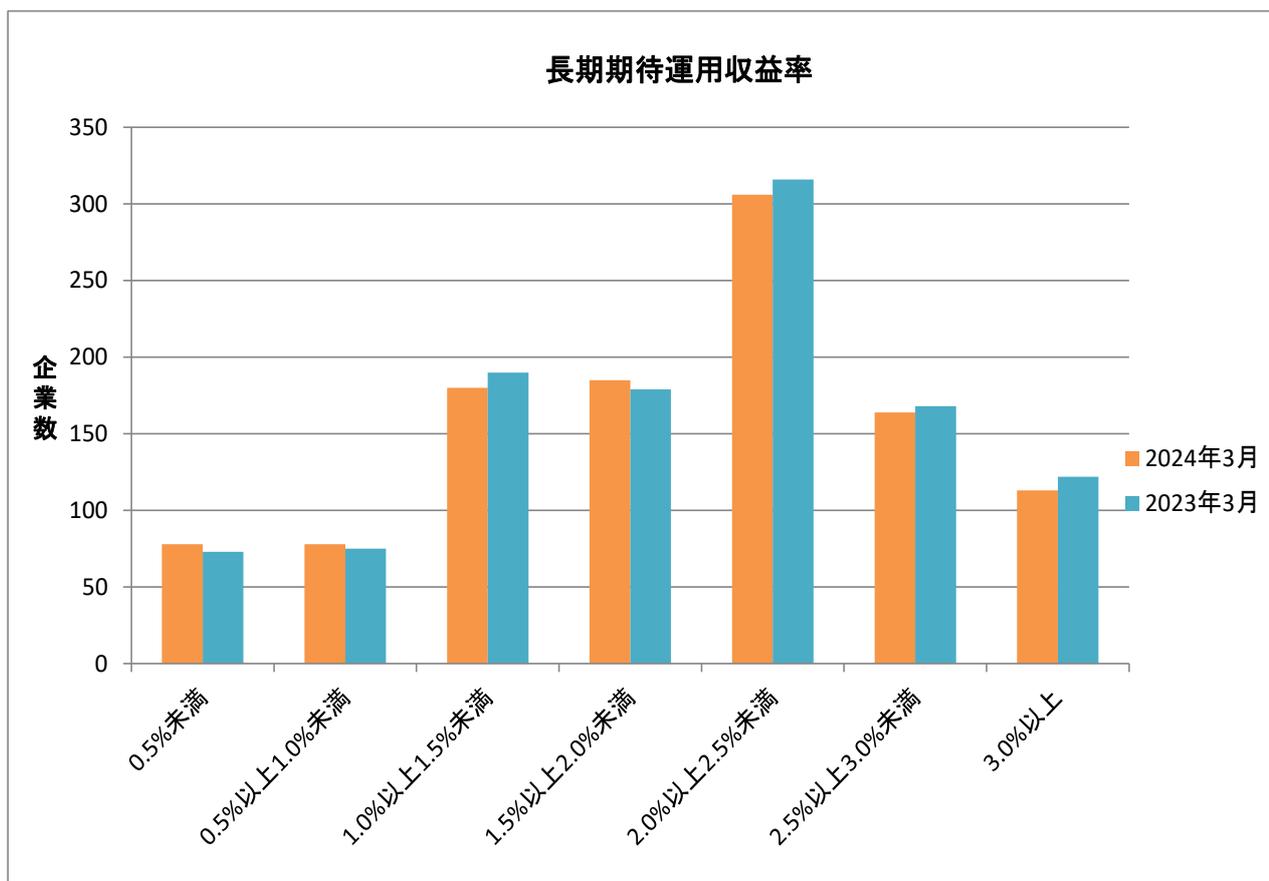
- 長期期待運用収益率とは、年金資産が退職給付の支払いに充てられるまでの期間、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針および市場の動向等を考慮して、年度始に設定するものです。
- 長期期待運用収益率から算定される期待運用収益と、実際の運用収益との差分を数理計算上の差異として費用処理する必要があります。

【調査対象】

- ・ 2024年3月決算の企業のうち、有価証券報告書に長期期待運用収益率の記載があった1,104企業を調査対象としています(国際会計基準および米国会計基準を採用している企業は除く)。

【調査結果】

- ・ 2024年3月を決算とする企業が年度始に設定した長期期待運用収益率の平均値は1.81%(対前年-0.03%)でした。
- ・ 一方で、2024年3月末決算における時価ベース利回り(当社が単独・総幹事を受託している確定給付企業年金制度の平均値)は、基金型で9.04%、規約型で5.37%でした。これより、時価ベース利回りが長期期待運用収益率を上回り、資産側から差益が発生した企業が多くあった可能性がうかがえます。



(補足 1) 長期期待運用収益率について幅を持って記載されている場合は、最小の長期期待運用収益率を集計の対象としています。

(補足 2) 当社単独・総幹事の時価ベース利回り実績は、年金通信No2024-68「【確定給付企業年金】令和5年度の財政決算諸数値の集計結果のご報告」(2024/08/26)より引用しました。

(URL : <https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1915>)

3. 数理計算上の差異の償却年数

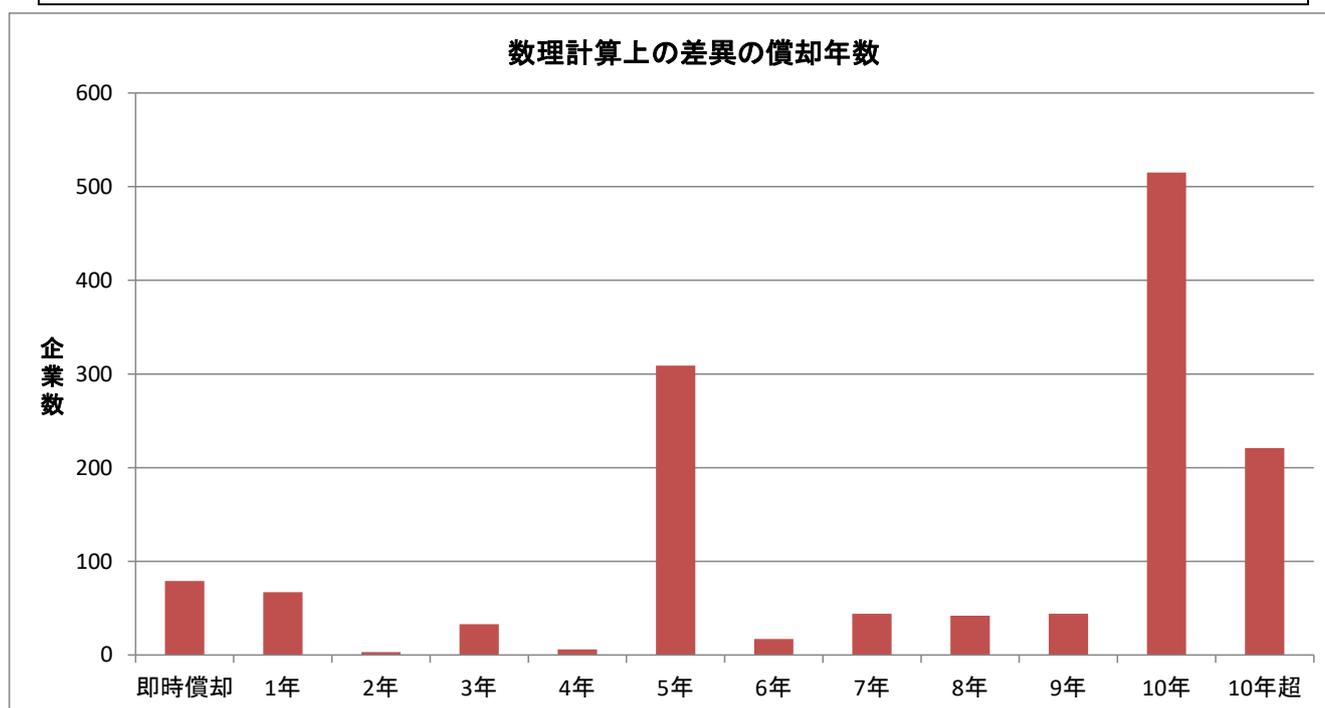
- 数理計算上の差異は、負債側(退職給付債務等)と資産側(年金資産等)の双方から発生するもので、具体的には以下の二つの合計として定義されます。
 - ① 退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異および見積数値の変更等による差異
 - ② 年金資産の期待運用収益(期首の年金資産に長期期待運用収益率を乗じたもの)と実際の運用成果との差異
- 割引率の変更は、見積数値の変更になりますので①に含まれます。
- 数理計算上の差異は原則として、各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理することとされています。
- 一度設定した償却年数は、原則次年度以降も継続適用する必要があります。

【調査対象】

- ・ 2024年3月決算の企業のうち、即時償却、または有価証券報告書に数理計算上の差異の償却年数の記載があった1,380企業を調査対象としています(国際会計基準および米国会計基準を採用している企業は除く)。

【調査結果】

- ・ 数理計算上の差異の償却年数は10年を採用している企業が最も多く全体の4割程度となりました。



(補足1) 数理計算上の差異の償却年数について幅を持って記載されている場合は、最短の数理計算上の差異の償却年数を集計の対象としています。

(補足2) 償却年数が1年の場合は、数理計算上の差異の発生年度の翌年度に一括で費用処理することを指しています。また、償却年数の記載がなく、かつ、未償却数理計算上の差異がない企業を「即時償却」として計上しています。

【参考】割引率・長期期待運用収益率の過去10年間の推移

- 割引率および長期期待運用収益率の平均値について、過去10年間の推移は以下のグラフのようになりました。また、参考として長期(10年)国債と超長期(20年)国債の応募者平均利回りも表示しています。

・割引率

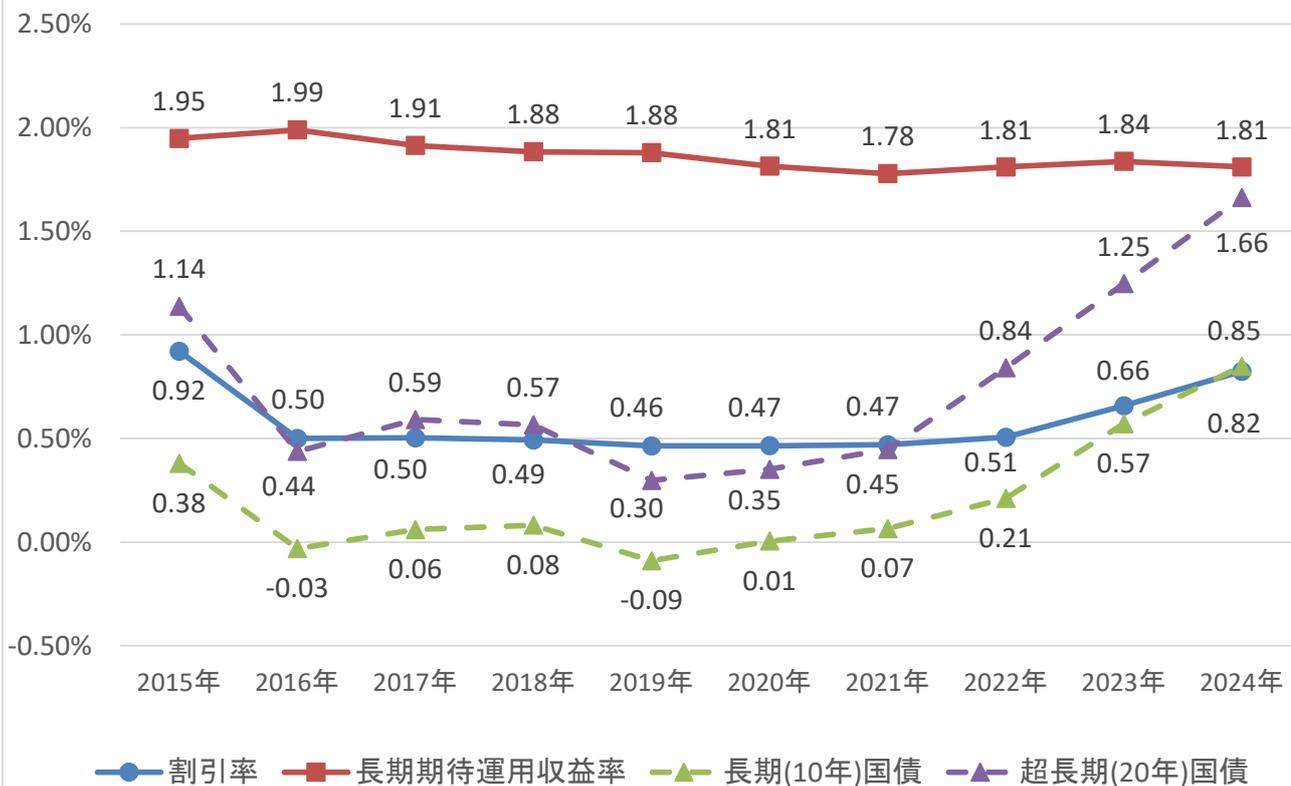
2016年のマイナス金利導入の影響により急落して以降、ほぼ同水準で推移していましたが、近年の債券利回りの上昇を受けて上昇に転じています。

割引率と国債の推移を比較すると、割引率の推移は国債の推移ほど変動せず、近年の国債の応募者平均利回りの上昇に若干遅れています。これらには、「重要性基準」が影響しているものと考えられます。(重要性基準については、「【参考】割引率設定上の留意点」をご参照ください。)

・長期期待運用収益率

2016年以降緩やかな低下傾向にありましたが、2020年以降はほぼ横ばいで推移しています。

割引率・長期期待運用収益率(平均値)の過去10年間の推移



(補足 1) 長期(10年)国債・超長期(20年)国債の応募者平均利回りは財務省 HP より引用しました。

(URL : <http://www.mof.go.jp/jgbs/>)

(補足 2) 長期(10年)国債・超長期(20年)国債の応募者平均利回りは2015年～2023年については1月～12月の平均、2024年については1月～9月の平均としています。

(補足 3) 「1. 割引率」「2. 長期期待運用収益率」に記載の【調査対象】と同様の基準で各年について集計を行っており、国際会計基準および米国会計基準を採用している企業は集計対象外としています。

【参考】割引率設定上の留意点

- 割引率は、退職給付支払いごとの支払い見込期間を反映するものでなければならずとされており、退職給付の支払い見込期間ごとの複数の割引率を使用する方法(複数割引率)、単一の加重平均割引率(単一割引率)を使用する方法があります。

以下では、単一割引率の設定の流れと留意点について述べていきます。

1. 割引率の設定

期末の割引率は、期末時点のイールドカーブを参照したうえで、割引率決定することとなります。

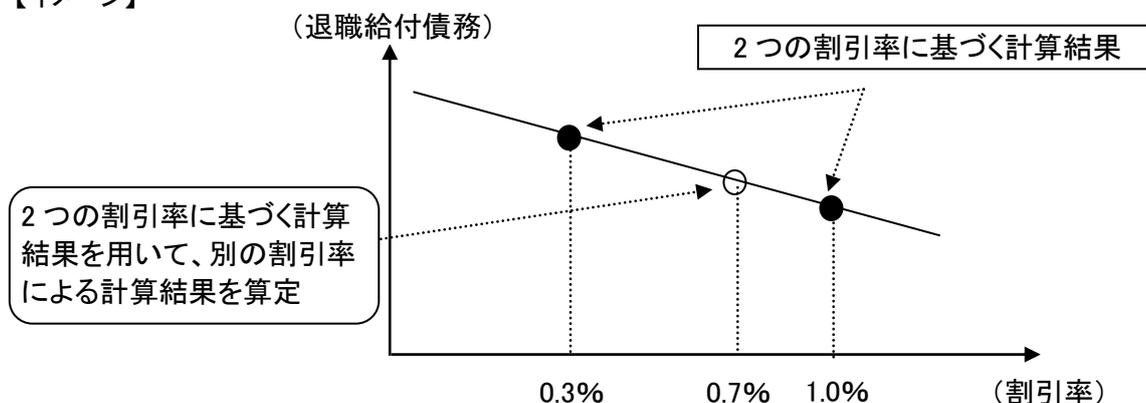
2. 割引率の補正計算

期末時点のイールドカーブは貸借対照表日を過ぎた後に確定するため、予め計算した2つの割引率に基づく退職給付債務から、合理的と考えられる範囲で、これらと異なる割引率による計算結果を補正して求めることが可能です。

(例) 割引率0.3%と1.0%の計算結果を得た後、期末の割引率を0.7%と決定した場合、

既存の0.3%と1.0%の結果を補正して0.7%の値を得ることができます。

【イメージ】



【補正の留意点】

- ・ 補正元となる2つの割引率の幅が大きい場合は精度が低くなります。
 - ・ 採用する割引率によっては、補正元となる2つの割引率からその外側の割引率に基づく退職給付債務を補正計算すること(これを「外分補正」といいます。)になりますが、この場合には内側の割引率の場合(これを「内分補正」といいます。)と比べて精度が低くなります。
- (外分補正の例) 0.3%と1.0%の結果を補正して0.1%の結果を外分補正する

3. 重要性基準について

期末割引率を決定する際に大事な概念として「重要性基準」という考え方があります。これは、「前期末に用いた割引率による退職給付債務と比較して、期末に算定した割引率によるものが10%以上変動することはないと推定される場合には、その見直しを行わないことができる」とされており、これを重要性基準といいます。

【重要性基準に関する留意点】

- ・ 重要性基準を採用した場合、継続的に採用する必要であると考えられます。そのため、重要性基準に抵触しない場合に、ある年度には割引率を見直し、他の年度には割引率を見直さないということは適切でないものと考えられます。
- ・ 重要性基準を採用している企業が、重要性基準に抵触して割引率を見直す場合には、重要性基準を採用していない場合よりも一時的に会計に大きなインパクトを与えることになります。
- ・ 実際の重要性基準の取扱いについては、監査法人・会計士にご相談ください。